

令和 2 年度 かほく市職員採用候補者試験案内（令和 3 年度採用）

受 付 期 間 7 月 1 3 日（月）から 8 月 7 日（金）まで
1 次 試 験 日 9 月 2 0 日（日）

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容		
一般事務職		I	8 名程度	一般行政事務	
専門 事務 職	社会福祉士	I	1 名程度	社会福祉業務等の行政事務 および一般行政事務	
	保 健 師	I	2 名程度	健康推進業務等の行政事務 および一般行政事務	
	技 術 職	情 報 処 理 (職務経験者)	II	1 名程度	情報処理関係業務等の行政事務 および一般行政事務
		土 木 ・ 建 築	I	1 名程度	土木・建築工事の設計・工事 監理等の建設関連業務 および一般行政事務
		電 気	I	1 名程度	電気専門業務 および一般行政事務
	学 芸 員 (石川県西田幾多郎記念哲学館)	III	1 名程度	哲学に関する資料保存・管理 および企画運営等業務	
保 育 士 A		I	3 名程度	保育業務	
保 育 士 B (職務経験者)		II	2 名程度	保育業務	
消 防 職		IV	1 名程度	消防一般業務	

2. 受験資格

1) 学歴、資格基準（次の要件をすべて満たす方）

（ア）一般事務職

- ・ 高校卒業以上の学歴を有する方（令和 3 年 3 月卒業見込みの方を含む。）で、平成 3 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた方

(イ) 専門事務職

<社会福祉士>

- ・社会福祉士の資格を有する方又は令和3年3月31日までに同資格を取得見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方

<保健師>

- ・保健師の資格を有する方又は令和3年3月31日までに同資格を取得見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方

<技術職（情報処理）>（職務経験者）

- ・高校卒業以上の学歴を有する方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方
- ・情報処理試験のうち以下の試験に合格している方またはこれと同等の試験に合格している方

応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報処理安全確保支援士試験（情報セキュリティスペシャリスト試験）

- ・情報処理に関する業務において3年以上の職務経験※を有している方

<技術職（土木・建築）>

- ・高等専門学校等卒業以上の学歴（令和3年3月卒業見込みの方を含む。）を有し、土木・建築に関する科目を履修した方、又は履修見込みの方で、昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

<技術職（電気）>

- ・高等専門学校等卒業以上の学歴（令和3年3月卒業見込みの方を含む。）を有し、電気工学に関する科目を履修した方、又は履修見込みの方で、昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

<学芸員>

- ・大学院修士課程を修了（令和3年3月修了見込みの方を含む。）し、昭和56年4月2日以降に生まれた方
- ・学芸員の資格を有する方又は令和3年3月31日までに同資格を取得見込みの方

(ウ) 保育士A

- ・保育士の資格を有する方又は令和3年3月31日までに同資格を取得見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方

(エ) 保育士B（職務経験者）

- ・保育士資格を有する方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方
- ・保育園、幼稚園等において、保育士又は幼稚園教諭として3年以上の職務経験※を有している方

(オ) 消防職

- ・高校卒業以上の学歴を有する方（令和3年3月卒業見込みの方を含む。）で、平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

資格要件	国籍	日本国籍を有する方
	身体	視力 矯正視力を含み、両眼で1.0以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 聴力 両耳とも正常であること。

※職務経験における注意点

- ・職務経験の年数基準日は、令和2年7月1日です。
- ・職務経験には、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・休業等（育児休業、介護休業、病気休職等）で実際に業務に従事しなかった期間（産前産後休暇を除く。）が1ヶ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

2) 欠格事項

- ・地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - (イ) かほく市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 試験日及び試験項目

1) 1次試験（教養試験、適性検査、作文試験、体力測定）

試験区分	期日	受付時間	試験時間（予定）
I	令和2年 9月20日 (日)	午前8時20分から	午前9時00分から 午後1時00分頃まで
II		午前9時00分から	午前9時40分から 午後1時00分頃まで
III			午前9時40分から 午前11時45分頃まで
IV		午前8時20分から	午前9時00分から 午後4時00分頃まで

2) 2次試験（口述試験）

10月中旬 1次試験合格者宛に通知（10月上旬）

4. 試験会場

- ・教養試験、適性検査、作文試験、口述試験
かほく市役所 〒929-1195
石川県かほく市宇野気ニ81番地
- ・体力測定
かほく市消防本部 〒929-1126
石川県かほく市内日角3丁目1番地

※応募人数により会場が変更となる場合があります。(かほく市内)

5. 試験方法

試験	試験項目	区分	配点	内容
1 次 試 験	教養試験 (120分)	I・IV	100点	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
	教養試験 (75分)	II・III	100点	社会についての関心や基礎的な知識、常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力、論理的思考力を検証する択一式による筆記試験
	適性検査 (20分)	共通	—	公務員に求められる資質に関し、性格傾向を診断
	作文試験 (50分)	I・II・IV	50点	当日出題される課題に対する意見のまとめ方及び国語の基礎力についての作文試験
	体力測定 (約120分)	IV	70点	握力、反復横跳び、上体起こし、長座体前屈、立ち幅跳び、懸垂(女性は、斜め懸垂)、20mシャトルラン
2 次 試 験	1次試験の合格者に対して、次により行います。			
	口述試験	共通	300点	個別面接による質疑応答形式
受験資格等の審査		共通	—	受験資格の有無、申込書記載事項の内容等についての審査

※最終合格者は、1次試験及び2次試験の成績を総合して決定します。

※専門事務職(学芸員)については別紙のとおりとなります。

6. 応募必要書類

- 1) かほく市職員採用候補者試験申込書…1通
- 2) 証明用写真…2枚
3ヵ月以内に撮影したもの（縦4.5cm×横3.5cm、裏面に氏名・生年月日を記入）
※2枚のうち1枚は職員採用候補者試験申込書に貼付
- 3) 卒業証明書（卒業証書の写しでも可）又は卒業見込証明書…1通
- 4) 資格取得証明書【社会福祉士・保健師・技術職（情報処理）・学芸員・保育士】…1通
※既に資格を取得している方のみ
- 5) 返信用封筒（長形3号 23.5cm×12cm）…1枚
※ 受験票の送付（特定記録郵便）に使用します。
宛先（申込者の住所、氏名）を明記し、244円分の切手を貼付願います。

※専門事務職（学芸員）については、上記に加え、小論文、業績リストの提出が必要です（別紙参照）。

7. 受付期間及び応募方法

- 1) 受付期間 令和2年7月13日（月）から8月7日（金）まで
※8月7日（金）の消印があるものまで受け付けます。
- 2) 応募方法 郵送または持参
封筒の表に「職員応募」と朱記し、簡易書留等の配達記録の残る方法で郵送してください。
持参の場合は、かほく市役所 2階 総務課までご持参ください。
〔受付時間〕午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く。）
- 3) 受付窓口 〒929 - 1195
石川県かほく市宇野気ニ81番地
かほく市役所 総務部総務課 職員係

8. 合格から採用まで

- ・合格者は採用候補者名簿に登載され、原則として令和3年4月1日に採用されます。採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- ・合格通知は10月下旬までに本人宛に通知します。
- ・専門事務職および保育士については、現に資格等を有する方を除いて、令和3年3月31日までに当該資格等を取得できなかった方は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

9. 試験結果の開示

- ・試験の結果については、次のとおり口頭で開示します。
- ・開示を希望する場合は、受験票又は運転免許証等本人を証明できる書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間（土日、祝日を除く。）に、受験者本人が来庁してください。（代理人、電話、電子メール等による照会には応じられません。）

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
1次試験	1次試験不合格者	当該試験の種目別 得点、その合計点 及び総合順位	当該合格発表の日から 起算して1ヵ月間	かほく市役所 総務部総務課
2次試験	2次試験不合格者			

10. 給与等の待遇

- 1) 給料及び諸手当は、条例に基づきそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・初任給
一般事務職、専門事務職及び消防職
大学卒：182,200円、短大卒：163,100円、高校卒：150,600円
保育士
大学卒：184,900円、短大卒：172,600円
※この額は令和2年4月1日現在における新規卒業者の支給額です。
なお、学校卒業後、職業経験など一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。
 - ・諸手当
期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等
 - 2) 勤務時間
8時30分～17時15分（職場によっては異なる場合があります。）
 - 3) 休日及び有給休暇
 - ・休日
原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始
（ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
 - ・有給休暇
年次有給休暇、特別休暇（病気・結婚・出産・忌引等に要する休暇）
- ※ 消防職は、採用されると消防学校に入校し（全寮制）、約半年間消防士として必要な基礎知識及び技能について、教育・訓練が行われ、その後、消防署等に配属されます。

問い合わせ先

〒929 - 1195 石川県かほく市宇野気ニ81番地 かほく市役所 総務部総務課（職員係） TEL 076-283-1111 FAX 076-283-4644 かほく市ホームページ http://www.city.kahoku.lg.jp/	
--	---